

(1) 特定工場等の規制基準

騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の規制基準より

(昭和四十七年七月四日告示第六百四十五号)

| 時間の 区分 | 区分に対応する規制基準 (単位: デシベル) | | |
|-----------|------------------------|---------------------------------------|-------------------------|
| | 昼間 | 朝・夕 | 夜間 |
| 区域の 区分 | 午前 8 時から 午後 7 時まで | 午前 6 時から午前 8 時まで 午後 7 時から午後 10 時まで | 午後 10 時から 翌日午前 6 時まで |
| 第 1 種区域 | 45 | 40 | 40 |
| 第 2 種区域 | 55 | 50 | 45 |
| 第 3 種区域 | 65 | 60 | 50 |
| 第 4 種区域 | 70 | 65 | 55 |

ただし、第二種区域、第三種区域又は第四種区域の区域内に所在する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条に規定する保育所、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する特別養護老人ホームの敷地の
周囲五十メートル以内の区域における規制基準は、同表に掲げるそれぞれの値から五デシベルを減じた値とする。

(注)

- 第 1 種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
- 第 2 種区域：住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
- 第 3 種区域：住居の用にあわせて商業・工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域
- 第 4 種区域：主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域